

# 仕 様 書

## 1 委託業務名

人口減少対策広域コーディネーター業務

## 2 業務の目的

三重県の人口減少が加速している中、特にその減少幅が著しい南部地域において、効果的な人口減少対策に取り組むためには、働く場の創出や住まいの確保、流入促進、関係人口拡大等、地域に潜在する課題及びニーズに対応した社会減対策を分野横断的かつ広域的に対応する必要がある。

そこで人口減少対策広域コーディネーター（以下、「コーディネーター」という。）を設置し、地域の活動により近いところで市町や関係者をつなぎ、収集した地域の課題やニーズ等に対応する具体の効果的な対策や現行取組の改善等を行うとともに、地域人材同士の連携を強化・情報発信し、その地域活動を根付かせることで地域の活力を高め、定住促進・流入促進に向けて取組を進めていくことを目的とする。

※本事業における南部地域とは、以下の市町とする。

伊勢市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町

## 3 コーディネーターの人選及び配置人数

コーディネーターは地域により近い立場で、さまざまな課題の抽出や地域に根付いた活動の支援に取り組むため、地域の状況を十分把握している人材を配置することとする。なお、配置人数は4名以上とし、伊勢市、鳥羽市、志摩市、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町で2人以上、尾鷲市、紀北町で1人以上、熊野市、御浜町、紀宝町で1名以上配置するものとする。

## 4 業務の内容

受託者は、コーディネーターを4名以上選任し、契約後1月以内を目途に配置したうえで、業務を実施するにあたり、業務遂行体制を整備し、三重県と十分協議したうえで、以下に掲げる業務を実施すること。下記「6 成果品」以外のそれぞれ個別の業務の報告については、三重県と協議のうえ、必要に応じて実施することとする。また、業務を遂行するうえで地域に潜在する課題を抽出し、県への新たな取組または現行取組の改善提案を4つ以上行うこととする。

### (1) 地域人材のネットワーク・広域連携の強化

#### ① オンラインツール等の仕組みを活用した地域人材のネットワーク・連携の強化

各地の地域人材・団体の活動内容やそれぞれの活動圏等にかかるデータベースをオンラインツール等の仕組みにより活用し、地域で共有するなどにより、地域のネットワーク・広域連携強化に取り組む。当該仕組みを新たに構築する場合は令和6年9月までに実施するものとし、すでに構築済みの仕組みを活用する場合も含め、10月までに実際に運用を開始し、ネ

ネットワークづくり・連携強化に取り組む。その取組結果及び取組状況については効果検証を行うとともに、今後の進め方につなげていく。

※ オンラインツール等の仕組みづくり及び運用にかかる一切の費用は本委託費に含まれるものとし、運用に関しては県と協議の上決定するものとする。

## ②地域で活動する方による交流会等の開催

地域で活動する方々（地域おこし協力隊等）の求めに応じ、それぞれの広域的な交流の促進やネットワークの構築のため、交流会・広域イベント等を適宜開催する（分野別・地域別を含む）。また、地域で充実した暮らしを実現し、活躍しているロールモデルの発信や地域内外のネットワーク構築を目的として、都市部（首都圏、関西圏、中京圏等）でセミナーを開催する。

## （2）移住の促進

県外の移住希望者に対して広域的な魅力を発信できるよう、働く場の創出、住まいの確保、子育て支援などについて、関係市町や地域おこし協力隊等の各受入先との情報収集を行い、三重県と共有する。

また、県及び市町が実施する移住相談会・セミナーに参加するなどして、収穫した情報の発信や移住相談を行う。

## （3）地域の課題抽出に向けた聴き取り等

上記の業務を通じて、地域に潜在する人口減少対策や地域活動等に係る課題の抽出やニーズ把握のため聴き取り等を実施する。また、必要に応じ課題の深掘りのためのワークショップを開催する。

【対象者】 地域活動を実施している者、地域おこし協力隊、NPO 法人、自治会等

## （4）県・市町・その他関係者との協議・調整

本委託業務を進めるうえで、三重県とともに市町及び関係者と協議・調整を随時行うとともに、月に1回以上は三重県と打ち合わせを行うものとする。

## （5）その他、人口減少対策につながる業務

地域の状況を踏まえ、三重県と協議の上、関係人口の創出等、人口減少対策につながる取組を実施するものとする。

### ※取組例

ワーケーションの促進等の場合

- ・ワーケーションニーズの掘り起こし
- ・受入先との調整・プログラム作成支援
- ・大都市圏企業と受入先をつなぐ
- ・ワーケーション実施者へ移住等に向けたアプローチ

## （6）三重県への定例報告

翌月10日までに前月に実施した業務の報告を三重県まで文書にて報告するものとする。

ただし、3月分については3月26日までに報告するものとする。

## 5 履行期間

契約締結日から令和7年3月26日まで

## 6 成果品

次に掲げる成果物を電子データにて三重県に提出すること。なお、報告書の取りまとめにあたっては、三重県と協議を行うこと。

- (1) 上記4の取組提案書・業務改善提案書
- (2) 上記4(1)①のオンラインツール等の仕組みを活用した地域人材ネットワーク・連携強化業務取組状況(結果)報告書(10月、3月)
- (3) 上記4(6)の定例報告書
- (4) その他三重県と協議のうえ、必要とみなされるもの  
【例】・上記4(3)の課題抽出した内容(ヒアリング結果等)の概要 等

## 7 業務遂行体制

契約締結後1月以内を目途にコーディネーターを設置し、その配置先及び本業務を実施するにあたっての県への連絡体系等、業務遂行体制を書面で報告すること。コーディネーター及び体制に変更・追加が発生する場合も同様とする。

## 8 業務実施上の留意事項

- (1) 業務の遂行にあたっては、三重県と十分に協議をしながら進めることとする。
- (2) 委託料には、上記4に記載した業務遂行に要する費用の一切を含むこととする。
- (3) 仕様書に記載のない事項や細部の業務内容については、三重県と協議を重ねながら実施するものとする。そのため、協議の結果、提案内容と事業実施内容が異なる場合がある。
- (4) 本業務委託を実施する上で、三重県との協議のうえ、本委託業務で定める南部地域(上記2)以外の地域も含めてコーディネーター業務に取り組むことも可能とする。
- (5) 本契約に基づく成果品の所有権は、三重県へ成果品の引き渡し完了したときに、三重県に移転するものとし、成果品の著作権は成果品の引き渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。
- (6) 委託業務の全部または一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ三重県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (7) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (8) 受託事業者は、受託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき理由により偽造又は不正取引等で三重県に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。
- (9) 受託事業者は、委託業務の履行にあたり、受託事業者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合は、その賠償の責めを負うものとする。
- (10) 三重県は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- (11) 委託費は委託業務が完了し、履行確認が行われた後に支払うものとする。なお、本業務

を実施するにあたり、三重県と協議のうえ、三重県が必要と認めるときは受託者の請求により前金払いをすることができるものとする。

(12) 業務を実施するうえで、仕様書に定める事項及び仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく三重県と協議を行うものとする。

## 9 障がいを理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に適切に対応するものとする。

## 10 個人情報の保護

本事業による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。